

2026年4月28日

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 日興FWS・新興国債アクティブ (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 信託約款の変更(予定)に関するお知らせ

このたび、弊社では、以下の証券投資信託(以下「当ファンド」といいます。)の信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

当ファンドの信託約款の変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。

### 1. 対象となる証券投資信託

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

### 2. 変更の内容およびその理由

#### (1) 変更の内容

当ファンドは、運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドへ委託しており、弊社(三井住友DSアセットマネジメント株式会社)とピムコジャパンリミテッドとの間で締結されている運用委託契約を解除するため、信託約款の変更を行うものです。

#### (2) 変更の理由

当ファンドは、2022年11月に投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の入替えを行った際に、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)(以下「ピムコ社」といいます。)が運用する外国投資信託証券を指定投資信託証券としております。当ファンドにおいては、運用指図に関する権限の一部(指定投資信託証券への投資)をピムコジャパンリミテッドに委託し、運用管理費用のない外国投資信託証券へ投資するとともに、ピムコジャパンリミテッドに対して運用委託にかかる報酬を当ファンドの運用管理費用の中から支払っておりました。

今般、ピムコ社が運用する外国投資信託証券において、現在ピムコジャパンリミテッドに支払う運用委託にかかる報酬の税抜き料率と同水準の運用管理費用のあるクラス証券が発行されることとなりました。

ピムコジャパンリミテッドとの間で締結されている運用委託契約を解除し、自社による運用で当該クラス証券への投資に変更することにより、運用の基本方針や運用体制等の運用内容の変更や、指定投資信託証券の変更によるコストを発生させることなく、当ファンドにおける実質的な負担を日本国内で発生していた運用委託にかかる報酬にかかる消費税相当額分を引き下げることが可能となる予定であるため、本件の変更を行うものです。

### 3. 変更適用予定日(信託約款の変更がその効力を生ずる日)

2026年6月19日

<ご参考>

書面決議の結果、上記内容の信託約款の変更の実施が可決された場合、以下の内容についても2026年6月19日付で変更する予定です。

① 指定投資信託証券のクラスの入替え

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

変更後	変更前
ピムコ バミューダ トラスト II - <u>ピムコ エマージング</u> ボンド (エン・ヘッジド) インカム ファンド クラスS	ピムコ バミューダ トラスト II - <u>ピムコ エマージング</u> ボンド (エン・ヘッジド) インカム ファンド クラスA

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

変更後	変更前
ピムコ バミューダ トラスト II - <u>ピムコ エマージング</u> ボンド インカム ファンド クラスS	ピムコ バミューダ トラスト II - <u>ピムコ エマージング</u> ボンド インカム ファンド クラスA

② 運用管理費用（信託報酬）の変更

上記①のクラスの入替えに伴い、下表のとおり「当ファンドの信託報酬率」、「投資対象とする投資信託に関する費用」、「当ファンドの実質的な負担」が変更されます

	変更後	変更前
当ファンドの 信託報酬率	純資産総額に対して年0.2255%（税抜き 0.205%） 配分（税抜き） 委託会社 0.15% 販売会社 0.03% 受託会社 0.025%	純資産総額に対して年0.8305%（税抜き 0.755%） 配分（税抜き） 委託会社 0.70% 販売会社 0.03% 受託会社 0.025% ※委託会社の報酬には、ファンドの運用指図 に関する権限の一部の委託先への報酬 （年0.605%（税抜き0.55%））が含 まれます。
投資対象とする 投資信託 に関する費用	年0.55%程度	なし
当ファンドの 実質的な負担	年0.7755%（税抜き0.755%）程度	年0.8305%（税抜き0.755%）

## 4. 書面決議

- ・2026年5月1日時点の受益者の皆さまに「信託約款変更 議決権行使書面」等をお送りしますので、賛否および必要事項をご記入のうえ、2026年5月29日までに弊社に到着するよう返信用封筒にてご返送ください。なお、ご賛成いただける受益者の方は、「信託約款変更 議決権行使書面」をご返送いただく必要はございません。
- ・2026年6月1日に書面決議を行い、信託約款の変更に対する賛成が議決権の3分の2以上にあたる場合、信託約款の変更を行います。議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られなかった場合は、信託約款の変更を実施しません。

## 5. ご留意事項

- ・2026年4月28日以降、当ファンドをお申込みいただいた受益者の方は、本件信託約款の変更に関し、議決権はありません。
- ・当ファンド購入の際は、上記の内容をご確認のうえ、お申込みください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**  
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。